

壬生町立羽生田小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめが全児童に関係する問題であることを踏まえ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう対策を講じる。さらに、すべての児童がいじめを行うことなく、また行われることのないように児童理解を深めていく。また、いじめを受けた児童の生命及び心身の保護のもと、いじめ問題克服への対策に取り組んでいく。

2 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 児童指導委員会（未然防止・早期発見のために） ※職員会議の場で実施

校長・教頭・教務主任・児童指導主任・学級担任・養護教諭・事務職員・町職員

- ・児童に関する情報交換および配慮すべき児童への支援・指導の方針を検討する。
- 児童の様子の変化やいじめに関する情報を共有し、未然防止や早期発見に繋げることを目的とする。

取り組み

ア未然防止対策

- ・学習指導、各種行事等教育活動の充実
- ・配慮児童の情報交換と支援方針の検討
- ・校内研修会の企画とその実施

イ早期発見対策

- ・教育相談、アンケート等の調査実施
- ・児童の様子の情報交換と留意事項の共有

(2) いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応のために） ※随時実施

校長・教頭・教務主任・児童指導主任・養護教諭・当該児童の担任

* 必要に応じ、町教委指導主事・スクールカウンセラー・教育相談員・児童相談所職員等

- ・事実関係の把握と共有、早期解決、組織的・継続的な対応の検討を目的とする。

取り組み

ア事実関係の把握

イ支援・指導方針と体制の決定

- ・事実関係の把握と、町教委への連絡を行う。
- ・被害者児童への支援と、保護者への情報提供や支援を行う。
- ・いじめを行った児童への指導と、保護者への助言を行う。
- ・いじめが起きた集団への指導を行う。
- ・「重大な事態」と判断された場合は、町教委からの指示に従い、警察への相談・通報を行う。

3 いじめ防止のための具体的方策

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」／「いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得る」という意識を強く持って、いじめのない学校づくりに向けて全校組織で取り組む。

(1) いじめの未然防止に向けて

＜「自己有用感」を育て、「居場所づくり」「絆づくり」を働きかけるために＞

①	学業指導の充実を図る	「わかる授業づくり」と「よりよい集団づくり」に取り組む。
②	学習訓練の一貫性を図る	学習時の規律・ルールを再確認し、安心して授業を受けられる環境を整える。
③	教師の言動や態度を見直す	児童に対する不適切な言動や差別的な態度により、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないか、チェック表や研修会などを通して自己診断を行う。
④	道徳の授業・学級活動で計画的な指導を行う	児童一人ひとりに対して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」「いじめを起こさない力」を育成し、自ら解決を図れるようにする。
⑤	学校行事・児童会活動の充実を図る	「良好な友人関係」「信頼し合える集団づくり」「適切な社会性」を育むため、積極的に行事や縦割り班活動などに組みこませる。
⑥	教職員の資質の向上を図る	外部講師等、専門家による講演・研修会などを開催し、いじめ問題への認識をより高めていく
⑦	保護者への啓発及び連携を図る	「学校だより」「学年だより」「ホームページ」等を通じた啓発や、学年懇談会・個人面談等を活用し、保護者との連携を深める
⑧	ネットいじめの防止を図る	携帯電話教室や情報教育を通して、SNS 等の正しい利用方法を理解させる
⑨	スマホ依存を防止し、学習に目を向けさせる	ノーゲーム・ノースマホ・ノーテレビ週間を実施する スマホを持たせないよう保護者に啓発する

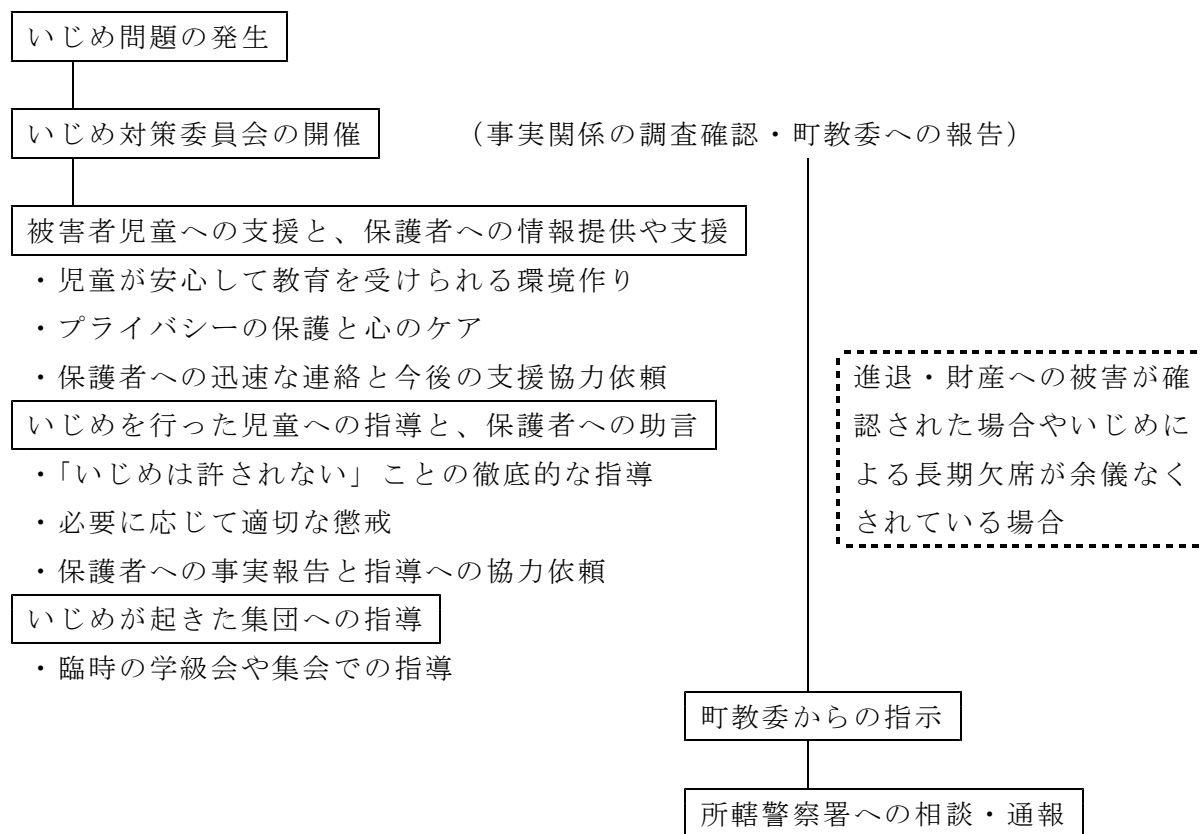
(2) いじめの早期発見に向けて

①	いじめ発見への教師の意識を高める	いじめは大人が気づきにくい、判断しにくい状況で行われることを、教職員一人ひとりが強く認識する
②	日常における児童の変化を見逃さない	児童の言動・日記の内容・友人との接し方など、児童の変化を注意深く観察する。
③	教育相談の充実を図る	学期ごとに定期的に教育相談を行う。 日頃より教職員に相談しやすい雰囲気を整える
④	アンケート等により情報収集を行う	教育相談時にいじめに関するアンケートや情報聞き取りを行い、実態把握に努める
⑤	情報交換により問題を共有する	「児童指導委員会」を定期的に実施し、情報の共有化を図り、迅速に対応していく
⑥	児童や保護者から情報収集を行う	日頃より児童や保護者との信頼関係を築き、情報収集が早期に行われるようにする

(3) いじめの早期かつ完全解決に向けて

①	組織的に対応する	いじめの疑いを察知した場合は、それを抱え込むことなく「いじめ対策委員会」等で組織的に対応する
②	いじめ防止の姿勢	いじめられている児童や保護者の立場に立った対応を行い、徹底していじめられている児童を守る。
③	いじめ発見時の対応	いじめの疑いを認識した場合、その場で行為をやめさせたことのみで安易に解決したと思うことなく、組織的かつ継続的な対応を図る。
④	加害児童の指導	いじめる児童については、行為の善悪をしっかりと理解させると共に反省させ、二度と いじめることのないように、学校組織としてしっかり指導する。
⑤	保護者との連携	関係保護者に対して説明責任を果たすとともに、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向けて取り組むように努める。

(4) 早期解決に向けての対応 <組織として対応>



(5) 収束後の対応

①	被害者児童、加害者児童の心のケアを行う	支援体制を継続するとともに、「よりよい集団・人間関係づくり」ができるように支援を行う。また、定期的に教育相談を行い、心のケアにあたる。
②	被害者児童、加害者児童の保護者との継続的連絡	連絡を密に取ることで、保護者の不安の解消にあたり、再発防止の協力を得る。